

# 知的財産法による保護の余白と不法行為法による補完

## Blank Space of Protection of Intellectual Property Law and Complement of Civil law

H31海人1

派遣先 ポワティエ大学附属研究・学際的法協力センター  
(フランス・ポワティエ)

期 間 2020年2月27日～2020年3月17日(20日間)

申請者 九州大学 大学院芸術工学研究院 准教授 麻 生 典

### 海外における研究活動状況

#### 研究目的

フランス・ポワティエ大学附属研究・学際的法協力センター(Cecoji: Le Centre d'Etudes et de Coopération Juridique Interdisciplinaire)にて、ポワティエ大学・Nicolas Binctin教授と研究活動を実施する。申請者もBinctin教授も共に知的財産法を専門としており、日仏知的財産法の比較研究を行う。

#### 海外における研究活動報告

研究テーマは「知的財産法による保護の余白と不法行為法による補完」であり、知的財産法で保護されない情報の保護について日仏の一致点・相違点を明らかにすることで、無体物である情報の保護の規律について両国を比較検討することにある。

本研究テーマの実行のため、2020年3月に、フランス・ポワティエ大学に招聘教員として滞在し研究活動を行なった。

具体的な研究手法は、文献調査と本テーマの報告を通じたフランス法の状況の把握である。ポワティエ大学附属の博士課程学生用図書館には知的財産法セクションが存在し、フランス知的財産法に関する文献が揃っており、

また、所蔵がないものについてはフランスの法律文献に関するデータベースへのアクセスが可能となったことから、スムーズな文献調査を行うことができた。また、幸いなことに共同研究室内にあるデスクスペースを与えられたことから、収集した文献などはそこで読み込み、さらに必要な文献を収集するというサイクルで研究を行うことができた。

また、本テーマについては正規の授業において、もしくは、個別に各研究者と議論する中でフランス法の状況を把握した。具体的には、知的財産法を専攻するマスターコースの授業で日本の知的財産法を講義する際に(講義自体は約3時間の講義を4コマ)、本テーマを最終回の3月14日に2時間程度取り扱い日本法の状況および申請者の理解するフランス法の状況を比較して講義した上で、マスターコースの学生と議論を行なった。さらに、各研究者とは個別に本テーマを含めて議論を交わした。本研究テーマについて日仏知的財産法の比較の活動を行うBinctin教授と、3月3日および10日の13:00-14:00に研究打ち合わせを行なった。さらに、3月12日は12:00-13:00までポワティエ大学のZollinger准教授と本研究テーマを含めて日仏の状況について議論した。そして、3月11日の14:00-15:00までポワティエ大学博士課程

学生のFourka氏と、3月13日の14:00-15:00までポワティエ大学博士課程学生のZeidan氏と本研究テーマを含めて議論を行なった。

こうした予備的な活動を経て、3月24日のBinctin教授を中心とするポワティエ大学附属研究・学際的法協力センター(Cecoji)のメンバーとポワティエ大学博士課程学生とのセミナーにおいて本研究テーマについてさらに報告・議論する予定であったが、新型コロナウイルスの影響により、フランスでは3月13日に16日からの大学閉鎖が決定し、さらに16日に17日正午からのフランス全土の都市封鎖が決定

したため、本来の滞在予定(3月30日まで)を急遽変更し3月17日に緊急帰国した。

以上のように当初計画を断念し中途帰国を余儀なくされたが、ポワティエ大学附属研究・学際的法協力センターの教員との人的交流の基盤は築くことができ、また個別に本テーマについて議論を交わす機会は得ることができた。最新の議論状況についての文献調査は今後も継続するとともに、新型コロナウイルスの影響が落ち着き、再度人的交流が可能となった際には、本テーマにつき再度日仏で比較法の検討を行う機会を得たいと考えている。